

第5章 計画にかかる目標事業量

次世代育成支援対策推進法による市町村後期行動計画策定指針により、事業の達成状況を客観的に把握できるよう、具体的な目標事業量を算出することが定められています。

本計画においては、前期行動計画において示していた特定14事業を中心に、供給の現状や女性の就業にともなう潜在的なニーズ等を踏まえた「事業目標」を設定しました。

| 事業名及び事業内容 | 前期計画目標値 (平成21年度) | 実施状況 (平成21年度) | 後期計画目標値 (平成26年度) |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①通常保育事業 労働または疾病等の事由により、保育に欠ける児童を保育所において保育する。(11時間の開所における保育時間原則8時間) | 14保育所 定員1,430人 | 14保育所 定員1,420人 | 14保育所 定員1,450人 |
| ②延長保育事業 保護者の就労形態の多様化等に伴い、通常の開所時間の11時間を超えて延長保育を行う。 | 1時間延長13か所 2時間延長1か所 | 1時間延長13か所 2時間延長1か所 | 1時間延長13か所 2時間延長1か所 |
| ③夜間保育事業 保護者の就労形態の多様化等に伴い、夜間にわたり保育に欠けた児童を保育所において保育する。 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| ④子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業) ひとり親等の保護者が仕事等の理由により夜間に不在となる場合、児童福祉施設で一時的に養育する。 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| ⑤休日保育事業 保護者の就労形態の多様化等に伴い、日曜、祝祭日等の保護者の就労により保育に欠けた児童を保育所において休日保育する。 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| ⑥放課後児童健全育成事業 (児童クラブ事業) 両親共働き等で昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童に対し、小学校の空き教室等を利用し、遊びを通じた児童の健全育成を図る。 | 8か所 (8小学校内) その他3か所 | 8か所 (8小学校内) その他1か所 | 8か所 (8小学校内) その他1か所 |
| ⑦病児・病後児保育事業 病後児への対応が可能な児童福祉施設や医療機関に併設した施設で行う場合を施設型、児童の居宅に出向く場合を派遣型という。 | 1か所 定員4人 | 0か所 | 1か所 |

| | 前期計画目標値 (平成21年度) | 実施状況 (平成21年度) | 後期計画目標値 (平成26年度) |
|---|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ⑧子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) 保護者の疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育する。 | 2か所（委託） | 児童養護施設 3か所（委託） 乳児院1か所（委託） | 児童養護施設 3か所（委託） 乳児院1か所（委託） |
| ⑨一時預かり事業 保護者が就労、入院等で一時的に保育が困難になった場合や緊急時の保育等の一時的に保育が必要となる児童を保育する。 | 14保育所で実施 | 14か所 | 14か所 |
| ⑩特定保育事業 3歳未満児を対象に、週2～3日程度、午前か午後ののみなど、必要に応じ利用できる保育。 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| ⑪ファミリーサポートセンター事業 育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が共に会員になり、地域における育児に関する相互援助活動を行うことを支援する事業。 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| ⑫地域子育て支援拠点事業 家庭や地域における子育て機能の支援・充実を図るため、児童館に常設のつどいの広場を設け、保育所を指定施設として、子育て指導者（保育士等）及び担当者が子育て支援の各種事業を実施。 | 1か所 | センター型（保育所） 1か所 ひろば型（児童館） 1か所 | センター型（保育所） 1か所 ひろば型（児童館） 1か所 |

第6章 計画の推進

1. 市民、関係機関・団体との連携

(1) 参加・参画の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型サービスの充実など、市民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、子育て環境づくりに市民参加・参画を推進します。

(2) 市民や関係機関との連携

地域での子育て支援のためには、市民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てにかかわる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を調整し推進します。また、家庭や学校、地域、企業、行政など、それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援にかかわるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

(3) 人材の確保・養成

市民の子育てに対し、多様化するニーズに対応するために、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけではなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

2. 計画の進行管理

本計画の体系に即し、基本目標や取り組み方向、取り組み施策・事業などの様々なレベルにおいて、アウトプット（施策・事業実施量）やアウトカム（成果）の視点に立ち、数値目標などを踏まえた進行管理や評価を進めます。

また、庁内の推進体制においてPDCAサイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）のプロセスを踏まえた計画の進行管理の実施に努めます。

なお、Check（検証・評価）については、地域の関係者・団体の代表、市民等で構成される、地域協議会の設置を検討し、事業レベルの評価に努めます。

